

年金積立金管理運用独立行政法人



第3期中期目標期間見込業務実績報告及び自己評価について

事項	評価項目	自己評価	重要度	頁
	I-1 管理運用の基本的な方針、運用の目標	В	0	P3-7
	I -2 リスク管理	В	0	P8-10
国民に対し提供するサービスその他の 業務の質の向上に 関する事項	I-3 運用手法、運用対象の多様化、株式運用にお ける考慮事項	Α	-	P11- 17
	I -4 透明性の向上	A	0	P18- 24
	I -5 基本ポートフォリオ等	В	-	P25- 26
	I -6 管理及び運用に関し遵守すべき事項	A	-	P27 -31
	I-7 管理及び運用能力の向上	В	-	P32- 35
	I-8 調査研究業務	В	-	P36- 38

事項	評価項目	自己評価	重要度	頁
業務運営の効率			ı	P39- 40
化に関する事項	II -2 業務運営の効率化に伴う経費節減	В	1	P41
財務内容の改善に関する事項			-	P42
その他業務運営に 関する重要事項	IV-1 その他業務運営に関する重要事項	В	1	P43- 44



管理・運用の基本的な方針、運用の目標

(主務大臣評価 H27:B H28:B H29:B H30(自己評価):B)

自己評価 B

I中期目標の内容

年金積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために、年金積立金の運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこととされている。

- ① 各年度において、各資産ごとにベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各資産ごとにベンチマーク収益率を確保する。
- ② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施する。
- ③ 経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、 国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。

【重要度「高」の理由】…年金事業の運営の安定及び効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから。

Ⅱ目標と実績との比較

① 中期目標期間(平成27年4月~平成31年3月)の各資産ごとの収益率については、4資産中3資産について、ベンチマーク並みの収益率を確保するとともに、外国債券についてはプラスの超過収益率を確保した。また、実質的な運用利回り(名目賃金上昇率を超える利回り)については、財政検証上の前提をともに大きく上回るとともに、長期の運用利回り1.7%も超過しており、年金財政に貢献している。

なお、運用資産全体に係る収益率(2.53%)と複合ベンチマーク収益率(2.80%)を比較すると資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産保有等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.28%となった。マイナス金利下でのリスクを抑えめにする投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により想定に反してキャッシュインが続いたため、短期資産の保有比率が高めとなった。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で+0.04%となった。

- ②・適切に運用受託機関等の管理及び評価を行った。
 - ・各運用受託機関の運用状況について、毎月1回報告を受け、新たにベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマークごとに切り分けた 乖離についての分析を行う等、運用受託機関の管理等を行った。
 - ・運用受託機関の総合評価方法について、平成29年11月に定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを行った。
- ③ 平成29年10月1日から<u>経営委員会及び監査委員会を設置し、適切にそれぞれの役割を分担し、また、相互に密接な連携を図ることにより自律的な</u> PDCAサイクルを機能させ国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。業務方法書等の重要事項について審議・議決を行い、役員の職務の執行の監督等の業務を行った。
 - ⇒「所期の目標は達成している。(B)」



評価項目 | 1 - 1

管理・運用の基本的な方針、運用の目標 運用実績



【収益率 (額) の推移】

収益額

(単位:億円)

23,795

【運用資産額の推移】

(単位:億円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収益率 (年率)	-3.81%	5.86%	6.90%	1.52%	運用資産額	1,347,475	1,449,034	1,563,832	1,592,154

※年金特別会計で管理する額は含まず。

-53,098

79,363

100,810



評価項目 | 1 | 1

管理・運用の基本的な方針、運用の目標

① 各資産ごとのベンチマーク収益率の確保

評価の視点

- ・各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。
- ・各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分ける等、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。

	年間の超過 ターン	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成27~30年度 4年通期
国区	勺債券	-0.23%	0.05%	0.06%	0.05%	-0.02%
	パッシブ運用	0.02%	0.02%	0.02%	0.03%	0.02%
	アクティブ運用	-1.49%	0.18%	0. 20%	0.11%	-0.24%
国区	内株式	0.02%	0.20%	-0.21%	-0.05%	-0.01%
	パッシブ運用	-0.13%	-0.04%	-0.43%	0.13%	-0.11%
	アクティブ運用	0.92%	2.61%	2.04%	-1.62%	0.85%
外国	国債券	-0.58%	2.19%	-0.52%	0.24%	0.35%
	パッシブ運用	0.04%	0.05%	0.24%	-0.16%	0.04%
	アクティブ運用	-0.86%	5.91%	-1.68%	0.89%	1.10%
外国	国株式	0.03%	-0.41%	0.46%	-0.09%	0.00%
	パッシブ運用	0.04%	-0.01%	0.04%	-0.09%	-0.00%
	アクティブ運用	0.09%	-2.49%	3.16%	0.85%	0.40%
	資産全体	0.00%	-0.37%	-0.37%	-0.40%	-0.28%



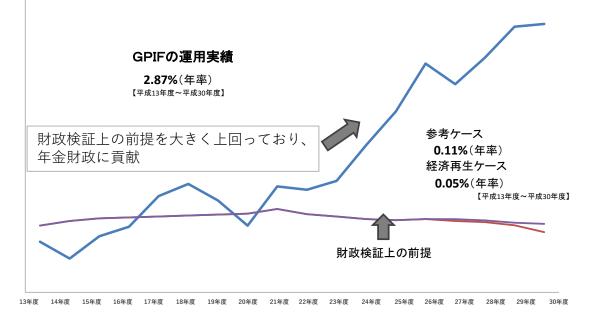
中期目標期間(平成27年4月~平成31年3月)の各資産ご との収益率については、4資産中3資産について、ベンチマーク並 みの収益率を確保したほか、外国債券についてプラスの超過収 益率を確保した。

市場運用開始(平成13年度)からの実質的な運用利回り(累積)

【実質的な運用利回り】

運用実績	財政検証上の前提		
2.87% (年率)	参考ケース 経済再生ケース	0.11% (年率) 0.05% (年率)	

※長期の実質的な運用利回り目標1.7%も超過



注)実質的な運用利回り(%)は、(1+名目運用利回り(%))/(1+名目賃金上昇率(%))-1で算出しています。 注)参考ケース、経済再生ケースとは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の経済に関するシナリオです。



管理・運用の基本的な方針、運用の目標

② 運用受託機関の評価

評価の視点

・各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。また、運用受託機関の評価 に際して、適切な評価指標を設け、評価を行い、評価結果に基づく必要な対応がとられているか。特にアクティブ運用について、適切な評価・分析が行われているか。

運用受託機関の総合評価方法の見直し(平成29年度)

- 運用受託機関の総合評価方法について、これまで定量評価、定性評価、運用手数料評価をそれぞれ実施していたが、これを定量的な実績を勘 案した定性評価に一本化
- 見直し後の定性評価は、投資方針、運用プロセス、組織・人材、内部統制、スチュワードシップ責任に係る取組、事務処理体制、情報セキュリティ対策、情報提供等、運用手数料の合理性の各項目について実施

(変更後)

定量的な実績を勘案した定性評価

- ○投資方針
- ○運用プロセス
- ○組織・人材
- ○内部統制
- ○スチュワードシップ責任に係る取組
- ○事務処理体制
- ○情報提供等
- ○情報セキュリティ対策
- ○運用手数料の合理性



(変更前)

定量評価

- ○過去5年間の超過収益率
- ○インフォメーションレシオ(アクティブ運用の場合)

定性評価

- ○投資方針
- ○運用プロセス
- ○組織·人材
- ○内部統制
- ○スチュワードシップ責任に係る取組
- ○事務処理体制
- ○付加価値サービス
- ○情報セキュリティ対策

運用手数料

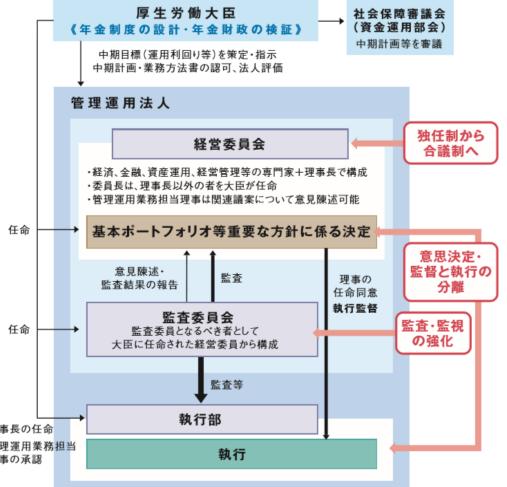


管理・運用の基本的な方針、運用の目標

- ③ ガバナンス改革 経営委員会及び監査委員会の設置
- 独任制から合議制への転換 ⇒ 基本ポートフォリオ等の重要方針は合議制の経営委員会が決定
- 「意思決定・監督」と「執行」の分離 ⇒ 執行部を経営委員会が監督し、執行部の責任と権限を明確化
- 平成30年度に、ガバナンスの骨格をなす内部規程の総点検を実施

【改正前】 厚生労働大臣 《年金制度の設計・年金財政の検証》 中期目標(運用利回り等)を策定・指示 中期計画・業務方法書の認可、法人評価 管理運用法人 管理運用法人 理事長 基本ポートフォリオ等重要な方針に係る最終的な決定 任命 執行 任命 意見陳述: 監査 諮問. 審議・議決案件の承認・ 執行監視・建議 報告等 監事 任命 任命 任命 運用委員会 (経済又は金融に関し高い識見を有する者 その他の学識経験者で構成) 基本ポートフォリオ等重要な方針に係る審議 理事長の任命 管理運用業務担当 受託機関選定等執行に関する議論 理事の承認

【改正後】 平成29年10月~





リスク管理

(主務大臣評価 H27:B H28:B H29:B H30(自己評価):B)

自己評価 B

I中期目標の内容

分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこととされている。

- ① 資産全体のリスク管理
- ② 各資産のリスク管理
- ③ 各運用受託機関及び各資産管理機関等のリスク管理

【重要度「高」の理由】…年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから。

Ⅱ目標と実績との比較

- ①・ 資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を各資産及びトラッキングエラーについて投資委員会等で把握するとともに、バリューアットリスクについては、分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法で、様々な観測期間(2年や5年)や信頼水準(1σ、95%、99%)により、<u>複数の手法でモニタリング</u>を行っている。
 - ・ フォワードルッキングなリスク分析としては、<u>地政学リスクを把握するとともに仮想シナリオによるストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析した。</u>
- ②・適切に各資産ごとに管理すべきリスクを運用リスク管理基本方針で定め、経営委員会や運用リスク管理委員会で定期的に確認している。
 - ・ 各資産については、市場リスク管理については推定トラッキングエラーの要因分解、信用リスク管理ではリスクベースでのモニタリングの強化、カントリーリスクでは 他のリスクとの棲み分けを重視した管理に変更した。
- ③・各運用受託機関及び各資産管理機関等については、ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施した。
 - ・ リスク低減の観点から、平成29年度に資産管理機関の複数化(資産クラス内で複数の資産管理機関を利用)を決定し、平成30年度において外国債券および国内株式で実現した。

⇒「所期の目標は達成している。(B)」

Ⅲその他考慮すべき要素 特になし



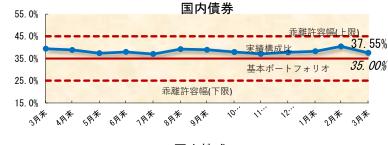
リスク管理

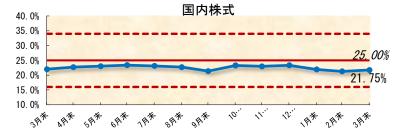
年金積立金全体のリスク管理

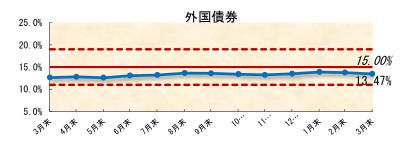
評価の視点

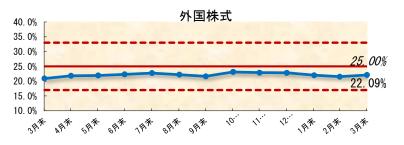
- ・資産全体の資産構成割合とポートフォリとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。
- ◆ 基本ポートフォリオの資産構成割合と実際のポートフォリオの資産構成割合との乖離状況を把握しリスク管理(投資委員会において乖離状況を把握し、市場動向等を分析し、リバランスを検討又は実施)
- ◆ 各年度において、資産構成割合の推移は年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており、問題がないことを確認した。













年金





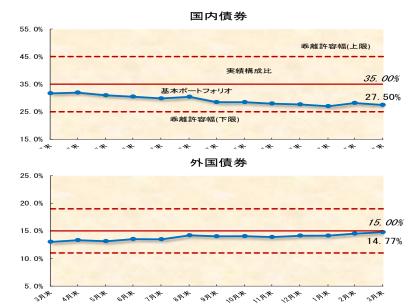
GPIF

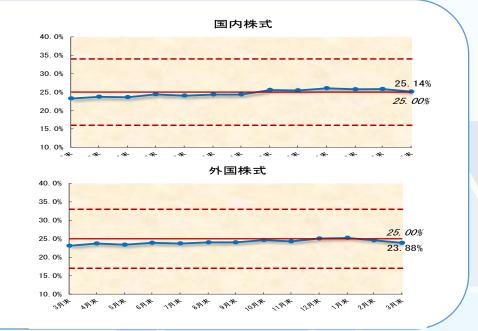
評価項目

リスク管理

年金積立金全体のリスク管理





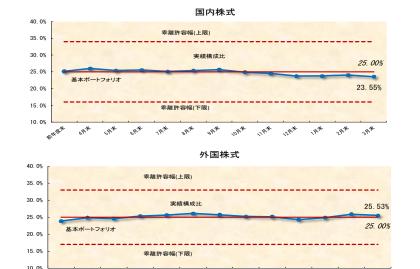




状況



国内债券





運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

(主務大臣評価 H27:A H28:A H29:A H30(自己評価):A)

自己評価 A

I中期目標の内容

- ① 運用手法については、経営委員会による適切な監督の下で、適切にリスク管理を行う。また、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、その上でアクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと。
- ② 収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組みを進めること。
- ③ 運用対象の多様化について、経営委員会において年金資金運用の観点から幅広に検討を行う。
- ④ 株式運用における考慮事項は、株式運用において、財務的な要素に加えてESGを含めた非財務的要素を考慮することを検討する。

Ⅱ目標と実績との比較

- ①・アクティブ運用において、4資産中3資産(内外株式、外国債券)について、プラスの超過収益率を獲得している。
 - ・アクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、<u>アクティブ運用の運用制約の緩和</u>(永久債、無格付債、バンクローンへ の投資、フルインベストメントと集中投資制限の緩和)を実施した。 (平成29年度)
 - ・運用受託機関の役員クラスと活発に意見交換を行うとともに、運用受託機関の役員報酬の調査を行い、アラインメントの強化を図ったほか、アクティブ運用については、新実績連動報酬の導入を踏まえ、適切なマネジャー・ベンチマークを設定した。(平成30年度)
- ②・運用機関の選定を機動的に実施できるように、平成28年度にマネジャー・エントリー制を導入し、全資産に適用した。
 - ・収益確保のための運用手法の見直し、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取り組みとして平成30年4月から<u>新たな実績連動報酬体系を導入</u>した。
 - ・オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定について、投資一任契約形態で投資を行う運用機関の公募を行い、平成29年度にインフラストラクチャー2社、 不動産1社を選定し運用を開始し、平成30年度にインフラストラクチャー1社、グローバル不動産1社を採用し、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関 選定も最終選考先の絞り込みまで進めた。
- ③・平成29年度に行われた政令の改正を受け、LPS(リミテッドパートナーシップ)への直接投資を行う為の人員体制及び予算措置について、経営委員会での審議・議決を経た上で決定し、平成30年度に関連規定を業務方法書に新たに追記した。
 - ・平成29年10月のGPIF法において追加された<u>インハウスでのデリバティブ取引</u>について、先物外国為替(市場デリバティブ)及び株価指数先物を取り入れること、及び必要な人員体制の整備並びに業務方法書への反映を実施した。
 - ・グローバル不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンデートの付与に際して、採用の経緯及び理由、運用報酬および運用者による共同投資等アラインメント確保策について経営委員会に報告した。 (平成30年度)
- ④ 環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESGを考慮した投資を推進した。<u>国内株式を対象としたESG指数の公募により3指数を採用し、同指数に連動したパッシブ運用を開始</u>(平成29年度)するとともに、<mark>環境(E)に関するグローバル株式指数の公募では2指数を採用し、同指数に基づくパッシブ運用を開始</mark>した。(平成30年度)

⇒「所期の目標を上回る成果が得られている。(A)」

Ⅲその他考慮すべき要素 特になし



運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

① 運用手法の多様化

評価の視点

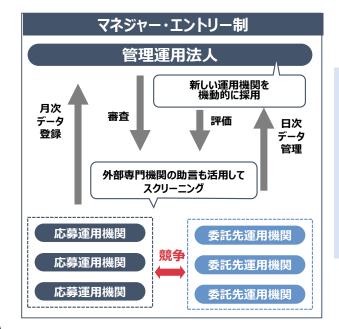
- ・アクティブ運用について、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに中期目標期間において超過収益が獲得されているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収 益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか・収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。
- ・運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による 適切な監督の下で、適切にそのリスク管理が行われているか。

アクティブ運用の超過収益の獲得

アクティブ運用について4資産中3資産(内外株式、外国債券)において超過収益を獲得した。

		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	
超過収益率		-0.02%	-0.01%	+0.35%	+0.00%	
パッシブ	運用	+0.02%	-0.11%	+0.04%	-0.00%	
アクティン	ブ運用	-0.24%	+0.85%	+1.10%	+0.40%	

収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し



運用機関の選定を機動的に 実施できるように、 マネジャー・エントリー制度を 平成28年度から導入し、 全資産に適用した。

新たな運用手法

経営委員会において審議を経て議決 アクティブ運用の運用制約緩和

アクティブ運用について、運用機関の能 力が発揮され、期待される目標超過収 益率が達成されるよう、運用制約を緩和 (平成29年度)

- 一定のリスク管理体制のもとで、永久債、 無格付債(発行体格付があるものに限 る)、バンクローン(投資信託を通じて運 用するものに限る)を新規に認めるととも に、フルインベストメントと集中投資制限を 緩和。
- 新しい実績連動報酬体系の導入と相まっ て、目標超過収益率の達成が促されること を期待。



運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

② 運用の効率化のための見直し

評価の視点

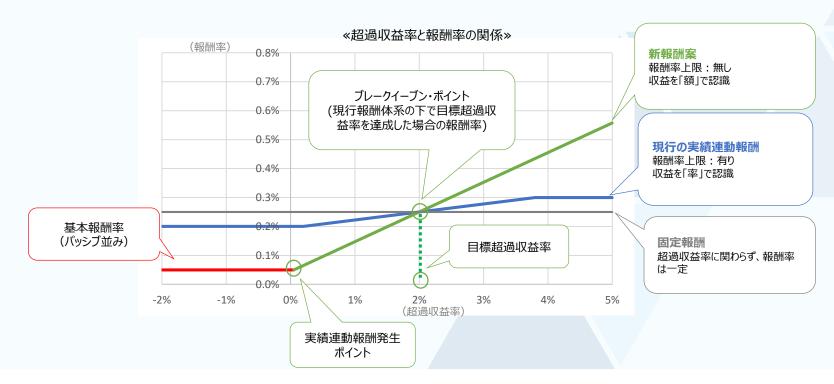
・運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、運用受託機関の手数料体系の見直しを検討したか。

新実績連動報酬体系の導入

「アラインメントの強化」と「セルフガバナンス向上」を目的とし、本格的な実績連動報酬体系を導入(平成30年4月)

- 新たな実績連動報酬は、超過収益をシェアし、超過収益を獲得できない場合はパッシブ運用並みの運用報酬(=基本報酬率)
- 目標超過収益率を達成した時に、既存契約の固定報酬率と同じ報酬水準になることを前提
- 一部の運用機関に対して長期的なパフォーマンスに応じた支払いとする代わりに、マーケットサイクルを踏まえた複数年契約を導入

新実績連動報酬体系





運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

③ 運用対象の多様化

評価の視点

・収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。

- ・運用機関の選定に際し、専門的な人材の採用により体制整備を進め、複数のコンサルタントを活用して行った。
- ・運用機関との利益の一致(アラインメント)を重視し、成功報酬に重きを置いた運用報酬体系を引き続き採用した。
- ・投資一任でのインフラ及び不動産投資の本格化に伴い、リスク管理体制を強化

GPIF

委託

運用会社

ゲートキーパー / ファンド・オブ・ファンズ (FoF)

投資

オルタナティブ資産

(インフラストラクチャー/プライベート・エクイティ/不動産)



<インフラストラクチャー>

運用会社名	運用スタイル
ゲートキーパー:三井住友アセットマネジメント株式会社 ファンド・オブ・ファンズ・マネジャー: StepStone Infrastructure & Real Assets	グローバル・コア型
ゲートキーパー:野村アセットマネジメント株式会社 ファンド・オブ・ファンズ・マネジャー:Pantheon	グローバル・コア型
DBJアセットマネジメント株式会社	国内インフラを 中心とした 特化型運用

<不動産>

運用会社名	運用スタイル
三菱UFJ信託銀行株式会社	ジャパン・コア型
ゲートキーパー:アセットマネジメントOne株式会社 ファンド・オブ・ファンズ・マネジャー: CBRE Global Investment Partners Limited	グローバル・コア型



運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

③ 運用対象の多様化

・年金積立金の運用の対象となる有価証券について、LPSを追加する政令の改正が行われ、LPSへの直接投資を行う為の人員体制及び予算措置について、 経営委員会での審議・議決を経た上で決定し、LPSに関連した規定を業務方法書に追記した。

LPS出資に関するルール

①特定の案件への投資の回避:

利用可能なLPSから運用対象の銘柄を特定して契約するもの を除く。また、LPS の投資先が特定銘柄に集中しない。

②レピュテーションリスクの同避:

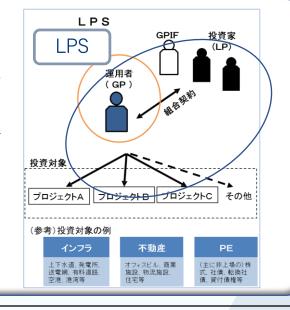
具体的には、投資対象案件で不祥事等が生じた場合のレビュ テーションリスクを 回避するため、GPIFの投資分は、LPS の投資対象となる個々の案件について50%以下とする。

③不動産投資の取扱い:

GPIFの参加するLPSが不動産を直接保有しない。

④適正手続き、透明性の確保:

経営委員会への事前及び事後の報告を行う(一定規模以下 の場合は事後の報告のみでも可。)また、LPSを組成した 場合は投資対象分野など必要な情報を開示する。



LPSへの直接投資を行う為の役割

● 投資フロント

- ✓ 個別LPS (ファンド) のDDに必要なスキルを 持った人材の追加
- ✓ リスク管理強化のため、LPSからの個別投資 先のモニタリング対応人材の追加

● 資金運用・管理/バック

✓ キャピタルコール、ディストリビューション業務量 増加に対応する人材の追加

● 契約担当

✓ 投資家としてのリーガルチェックを外部の顧問 弁護士も活用して行う法務担当の増強 等

・インハウスで利用可能なデリバティブ取引は、運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限定するとともに、法令改正によって新たに追加された先物外国為替 (市場デリバティブ) 及び株価指数先物について業務方法書に追記した。

インハウスで可能なデリバティブ取引

従来より可能な取引 法令改正により可能となった取引 (参考) 今後も不可能な取引 • 债券先物取引 ◆ 先物外国為替取引(市場デリバティブ) • 金利先物取引 ◆ 先物外国為替取引(店頭デリバティブ) • 株価指数先物取引 • 商品先物取引 ● 債券オプション取引 • 金利スワップ取引 ● 诵貨オプション取引 ● 通貨スワップ取引 ● 株式オプション取引 等



運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

4) 株式運用における考慮事項

評価の視点

・株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮することを検討したか。

- ▶ 環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリター ンを向上させるため、ESGを考慮した投資を推進
- ▶ 平成29年6月に制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原 則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大な ESG課題についてヒアリングを実施
- ▶ 株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で 取組状況を評価

株式パッシブ運用:評価全体の30% 株式アクティブ運用:評価全体の10%

〈国内株式を対象としたESG指数〉

- ▶ 平成28年度に国内株式を対象としたESG指数について公募を実施し、 平成29年度に選定を行った。
- ▶ 応募があった14社27指数から、ポジティブスクリーニング、企業の情報開示 促進、ESG評価会社のガバナンス・利益相反管理を主な評価ポイントに2 社 3 指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始した。

〈グローバル環境株式指数〉

- ➤ 気候変動を中心とした環境問題については、重要なESG課題であり、国境 を越えたグローバルの問題であると考えており、あらためて、グローバル株式を 対象とする環境指数の公募を実施した。
- ▶ 平成29年度に公募を行った結果、国内外の指数会社、運用会社など計 11社から15指数の応募があった。応募された指数に関して、複数回のヒアリ ングなどを経て、定性・定量の両面から審査を行った結果、2指数を採用し、 同指数に連動したパッシブ運用を開始した。

- ▶ オルタナティブ資産の海外不動産分野及びプライベート・エクイティ分野の運用受託機関の 審査において、運用受託機関のESGの評価体制や投資先ファンドに対するESGに関 するエンゲージメント活動等を評価
- ▶ 世界銀行グループと共同で行った調査研究「債券投資におけるESGの考慮に関する共 同研究の報告書」を公表し、ESG要素を株式から債券に応用するための取り組みを推

採用ESG指数一覧





運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

④ 株式運用における考慮事項

採用ESG指数一覧

	FTSE Blossom Japan Index	MSCI MSCI ジャパンESG セレクト・リーダーズ指数 MSCI ジャパン ESFセレクト・リー ダーズ指数	MSCI日本株 女性活躍指数 [WIN] MSCI日本株女性活躍指数 (愛称「WIN」)	S&P/JPX カーボン エフィシェント 指数	S&Pグローバル S&P Global Carbon Efficient Index (除く日本)
指数の コンセプト	 世界有数の歴史を持つ FTSEのESG指数シリーズ。 FTSE4Good Japan Index のESG評価スキームを 用いて評価 ESG評価の絶対評価が高い銘柄をスクリーニングし、最後に業種ウェイトを中立化したESG総合型指数 	 世界で1,000社以上が利用するMSCIのESGリサーチに基づいて構築し、様々なESGリスクを包括的に市場ポートフォリオに反映したESG総合型指数 業種内でESG評価が相対的に高い銘柄を組み入れ 	・ 女性活躍推進法により 開示される女性雇用に 関するデータに基でを 多面的に性別多様性ス コアを算出、各業種 コアを算出、高 ら同スコアの高いを 選別して指数を構築 ・ 当該分野で多面的な評 価を行った初の指数	素排出量データをもとに 会社であるS&Pダウ・ジ 指数を構築 ・ 同業種内で炭素効率性が /売上高が低い)企業、沿	存在であるTrucostによる炭 、世界最大級の独立系指数 ョーンズ・インデックスが 高い(温室効果ガス排出量 温室効果ガス排出に関する 業の投資ウェイト(比重)
対象	国内株	国内株	国内株	国内株	外国株
指数組入候補 (親指数)	FTSE JAPAN INDEX [513銘柄]	JAPAN IMI TOP 700 [694銘柄]	JAPAN IMI TOP 500 [498銘柄]	TOPIX [2,124銘柄]	S&P Global Large Mid Index(ex JP) [2,556銘柄]
指数構成 銘柄数	152	268	213	1,738	2,199
運用資産額	6,428億円	8,043億円	4,746億円	3,878億円	12,052億円

[※]データは2019年3月末時点。



透明性の向上

(主務大臣評価 H27:B H28:B H29:B H30(自己評価):A)

自己評価 A

I中期目標の内容

- ① 運用状況のほか管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについてホームページ等を活用して迅速に公表するなど公開資料を工夫する。
- ② 運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図る。
- ③ 運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名(債券は発行体名)等を公表する。

【重要度「高」の理由】…国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから。

Ⅱ目標と実績との比較

- ① ・国民により分かりやすい情報発信を行う観点から、<u>公式ホームページについて、平成29年度にトップページの改修</u>を実施するとともに、30年度には<u>全面リニューアルを実施</u>し、CMS機能を導入したことにより迅速かつ柔軟な資料掲載等が可能となり、年金制度における積立金の役割や、長期分散投資の効果をイラスト等を使ってわかりやすく解説した。
 - ・透明性の向上を図るため、年度及び四半期の運用状況については、平成28年度より、事前に公表日を明示して公表を行った。
- ② ・<u>Twitter公式アカウントを開設</u> (平成27年度) し、運用手数料の状況等国民が疑問に思っている情報を発信するとともに、「3つのメッセージ」(積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資の意義)を訴求する発信を行ったことで、<u>積立金の役割や長期分散投資の意義を国民に広く周知</u>することができた。また、 第三者により国民に誤解を与えかねない情報が拡散された場合には、事実に基づく公式ツイートで情報を発信した。その結果、フォロワー数は平成30年度末時点で24,940となった。
 - ・<u>Youtube公式チャンネルを開設(平成27年度)</u>し、運用状況を国民に分かりやすく説明する動画、記者会見の模様、長期投資家としての管理運用法人を紹介する映像及び採用PR映像を掲載した。
 - ・年金制度に必ずしも詳しくない方向けに積立金の役割や長期分散投資の効用等をわかりやすく解説したパンフレットを作成し、ホームページに掲載した。
 - ・四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施した。
 - ・<u>国内外のセミナー等で、役職員による講演を実施</u>したほか、<u>理事長による新年メディア懇談会</u>を平成28年度より新たに開催するなど積極的な情報発信に 努めた。
 - ・海外メディアや海外取引先の利便性向上のため、英語ホームページで業務方針の翻訳版を掲載するなどコンテンツを充実した。
 - ・ESGの取組を評価し投資の効果を確認するため、平成30年8月に「平成29年度ESG活動報告」を刊行し、同10月に英語版を刊行した。
- ③ 透明性の向上と情報公開の充実を図るため、市場への影響を検証することとした上で、全保有銘柄を新たに開示した。有価証券の保有銘柄の開示については平成27年3月末、平成28年3月末、平成29年3月末及び平成30年3月末時点の全保有銘柄名(債券は発行体名)と時価総額を公表した。
- ⇒「所期の目標を上回る成果が得られている。(A)」

Ⅲその他考慮すべき要素

特になし



透明性の向上

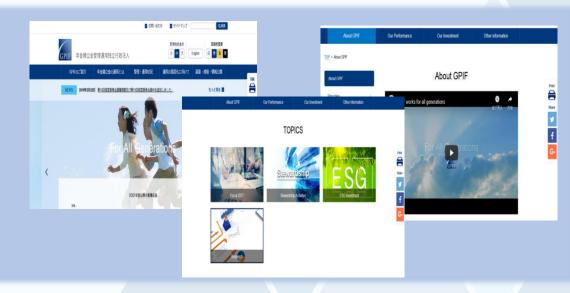
① ホームページの活用

評価の視点

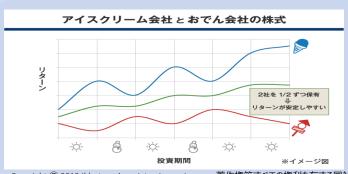
- ・基本ポートフォリオの考え方を含む年金積立金の管理及び運用の方針、運用結果、具体的な運用体制など管理運用の仕組みを年度の業務概況書などで理解しやすく情報公開しているか。
- ・年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実・強化のための取組を行ったか。
- ■国民により分かりやすい情報発信を行う観点から、公式ホームページのリニューアルを実施。

(トップページの変遷)





■長期分散投資の意義等を説明するコンテンツをホームページ上に充実







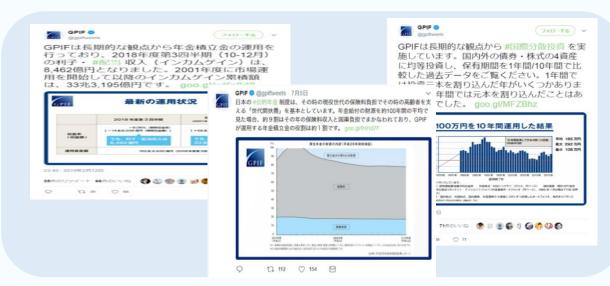
Copyright © 2019 Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権等すべての権利を有する同社からの使用許諾を得ている。

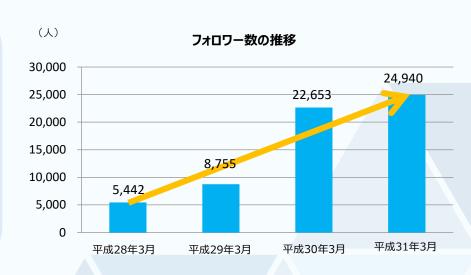


透明性の向上

広報活動の充実

■Twitter公式アカウントでは、「3つのメッセージ(積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資の意義)」を意識して情報発信。





■Youtube公式チャンネルでは、記者会見の模様や運用状況を国民に分かりやすく説明する動画に加え、長期投資家としてのGPIFを紹介する 映像等を掲載。

運用状況説明動画



GPIF紹介映像



採用PR映像





透明性の向上

広報活動の充実

年金制度や資産運用に必ずしも詳しくない方 向けにわかりやすく解説した8ページのパンフ レット「GPIFって、なに?」を制作

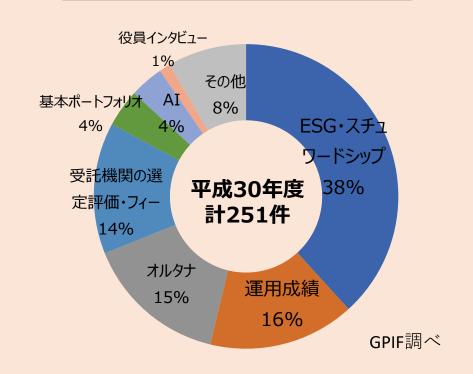






■運用高度化に関する報道が増加し、海外メディアで もESG・スチュワードシップ、AI、実績連動報酬などに関 する報道は高水準

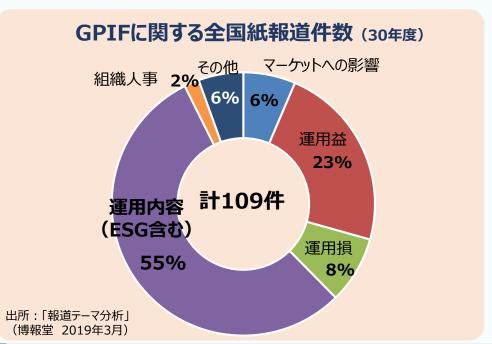
海外メディアでのGPIF関連記事

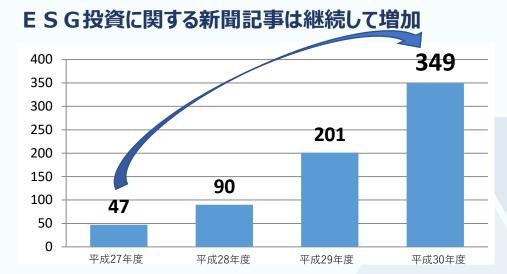




透明性の向上

広報活動の充実





出所: 日経テレコン (朝日、毎日、読売、産経、日経の5紙対象)

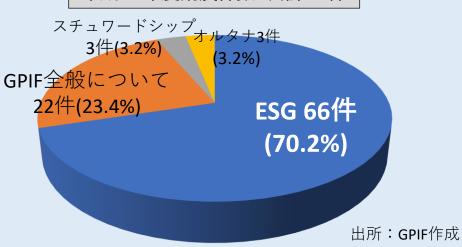
※上記はすべて前年度3月~2月までのデータを集計

■ ESGを中心に役職員の国内外の講演等への登壇実施





平成30年度講演件数 合計94件





透明性の向上

② 情報公開

■「平成29年度 ESG活動報告」の作成

- ▶ GPIFは株式以外の全ての資産クラスにおいてESGの取り組みを拡大。
- ▶ ESG投資は長期的なリターン獲得を目指すものであるが、取り組みの方向性を確認するためにもその効果を定期的に 検証していく必要がある。
- ▶ 平成30年8月、GPIFは『平成29年度 ESG活動報告』を公表し、ESGについての取り組みとその効果を報告。



「ESG活動報告」主な内容

【第一章】これまでの取組み

- 投資原則改訂
- · ESG指数の採用と環境株式指数公募
- 債券投資におけるESGに関する世界銀行グループとの協働
- ESGをテーマにしたGPIFのエンゲージメント活動
- コラム: ESGに関する世界の潮流

【第二章】ESG推進活動の効果測定

- ESG推進活動の効果測定の考え方
- ESG推進活動の効果測定(ポートフォリオのESG評価、 温室効果ガス排出量など)
- コラム: ESG評価とAIの融合
- ・ むすびにかえて ESG評価における今後の課題



透明性の向上

③ 保有銘柄開示

評価の視点

・保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表したか。

保有銘柄開示の経緯

平成28 (2016) 年3月29日 運用委員会[1回目]

保有銘柄の開示の在り方の検討も含めた28年度計画を説明

平成28 (2016) 年3月31日 28年度計画

「平成27年度の管理及び運用実績の状況の公表に当たっては・・・、保有する銘柄に関する情報の開示の在り方についても検討を加え、その結果に基づいて、市場への影響に留意しつつ、情報公開の充実を図る。|

平成28 (2016) 年5月30日 運用委員会[2回目]

保有銘柄の開示について、経済団体等に対して意見照会を行った上で、取り組んでいてことを説明

平成28 (2016) 年6月1日~17日 関係8団体への意見照会

(経済団体)

(労働団体)

(金融市場関係団体)

日本経済団体連合会日本労働組合総連合会

日本投資顧問業協会

日本商工会議所

信託協会

経済同友会

東京証券取引所

日本証券業協会

<u>平成28(2016)年6月30日</u> 運用委員会〔3回目〕

関係団体の回答を踏まえ、市場への影響等を懸念する声に配慮しつつ、最終的に 保有銘柄を即時に全面開示する方向を目指すことを確認

<u>平成28(2016)年7月14日</u> 運用委員会〔4回目〕

関係団体との調整を踏まえ、最終方針を報告

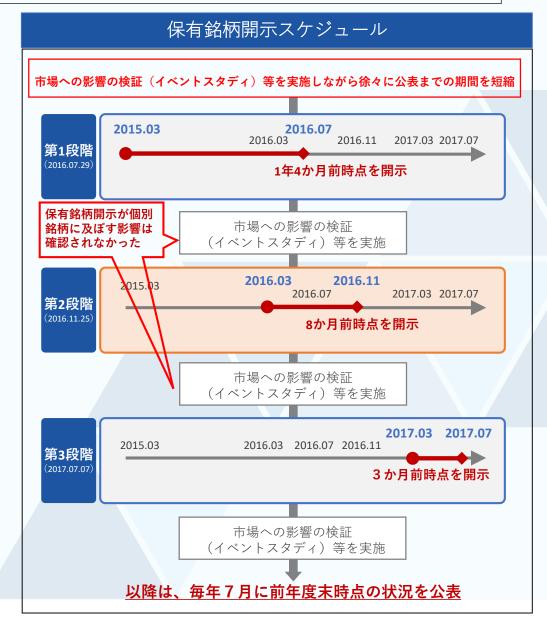
<u>平成28(2016)年7月25日</u> 社会保障審議会年金部会 最終方針を報告

平成28(2016)年7月29日 公表

平成27年度業務概況書の公表にあわせ、保有銘柄を開示

平成29 (2017) 年度以降

当該年度の業務概況書の公表にあわせ、保有銘柄を開示





基本ポートフォリオ等

自己評価 В

(主務大臣評価 H27:B H28:B H29:B H30(自己評価):B)

I中期目標の内容

○ 経営委員会は、長期的な観点から運用目標に沿ったモデルポートフォリオを定め、そのモデルポートフォリオに即した基本ポートフォリオを定めるとともに、定期 的に検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、見直しの検討を行う。

Ⅱ目標と実績との比較

- モデルポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されている。
- 基本ポートフォリオの定期検証を行うこととされているのに対し、
 - ・27年度及び28年度においては、足元の運用環境の変化を踏まえて基本ポートフォリオの検証を進めたところ、運用委員会を経て、現行基本ポートフォリオ 及びモデルポートフォリオを変更する必要がないことを確認している。
 - ・29年度及び30年度においては、経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化 を踏まえて経済・市場データを更新し、基本ポートフォリオの検証を進めた。経営委員会は現行基本ポートフォリオを変更する必要がないことを確認している。
- 基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されている。

⇒「所期の目標は達成している。(B) |

Ⅲその他考慮すべき要素 特になし

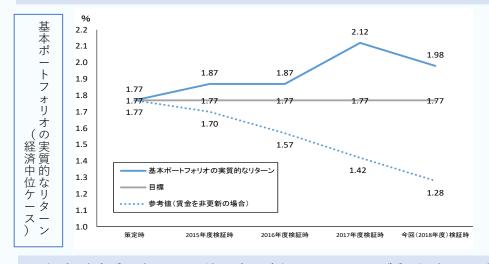


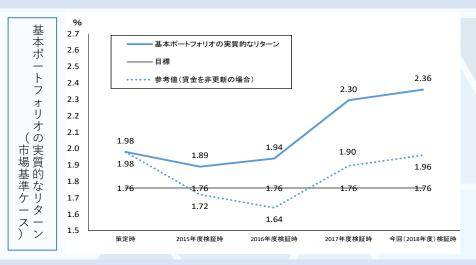
基本ポートフォリオ等

基本ポートフォリオの検証

評価の視点

- ・基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から 乖離している等必要があると認める場合には、必要に応じて見直しの検討を行ったか。
- ■各年度において経済・市場データを更新し、ポートフォリオの特性を検証したところ、基本ポートフォリオの実質的なリターンは<mark>運用目標(※)を満たしてい</mark> ることを確認した。(※中期計画で定める運用目標は、実質的なリターンで1.7%を確保することであるが、年金給付等に必要な短期資産によるリターンの減少分を勘案すると、経済中位ケースで 1. 77%、市場基準ケースで1. 76%を確保することが必要となる。)



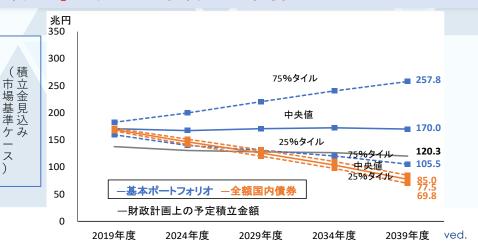


■年金財政が予定している積立金を確保できないリスクがどの程度あるか検証するため、検証の諸前提を用いて、基本ポートフォリオで長期間運用した場 合と、全額国内債券で運用した場合のそれぞれで、積立金の分布を調べるシミュレーションを行った。想定運用期間の最終年度(2039年度)において 予定積立金額を確保できない確率(リスク)は、「経済中位ケース」と「市場基準ケース」のいずれにおいても低いことを確認した。

(積

ス







管理及び運用に関し遵守すべき事項

自己評価 A

(主務大臣評価 H27:A H28:A H29:A H30(自己評価):A)

I中期目標の内容

- ① 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。
- ② 企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。
- ③ その際スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。

Ⅱ目標と実績との比較

- ① 年金特別会計への寄託金償還等に必要な資金について、市場に影響を与えずに利用可能な財投債及びキャッシュアウト等対応ファンドの償還金及び利金等を活用するとともに、運用受託機関の解約に伴い回収した資金を再配分する際は、現物移管により実施した。
- ② 民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととする一方、運用受託機関に対して、平成29年度に制定した「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」と管理運用法人の考えを直接説明、対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権行使を求めた。
- ③ ·平成27年に国連責任投資原則 (PRI) に署名した。
 - ・平成29年5月のスチュワードシップコード改訂を受け、同年8月に改訂版コードへの賛同を表明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を変更した。
 - ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価とエンゲージメントの実態把握のため、平成27年度に初めて上場会社向けアンケートを実施し、28年度には J P X 400採用企業向けアンケート、29年度及び30年度には東証一部上場企業に対象を拡大したアンケートを実施した。
 - ・アセットオーナーであるGPIFと企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場の設立の提案を受けて平成28年度に設立した<u>「企業・アセットオーナーフォー</u> ラム |を継続的に開催し、「スチュワードシップ活動原則 |及び「議決権行使原則 |の作成に加え、運用受託機関とのエンゲージメントで活用した。
 - ・海外公的年金等との意見交換の場として平成28年度に設立した「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を継続的に開催し、海外アセットオーナーとの活発な意見交換を、GPIFにおけるESGの取組み方のあるべき方向性の議論に活用した。
 - ・平成28年度に海外における企業及び機関投資家の女性活躍推進の取組について情報収集するため、英国の<u>30%Club</u>及び米国の<u>Thirty Percent</u> Coalitionにオブザーバーとして加盟した。
 - ・平成30年度にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に賛同するとともに、Climate Action 100+(グローバルな環境問題の解決に大きな影響力のある企業と共同エンゲージメントを行う投資家主催のイニシアティブ)にサポーターとして参加した。

⇒「所期の目標を上回る成果が得られている。(A)」

Ⅲその他考慮すべき要素

特になし



管理及び運用に関し遵守すべき事項

評価の視点

・日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行ったか。

企業価値の向上や持続的成長を促すことで被保険者のために長期的な投資リターンを拡大

"長期的な投資資産の価値向上"ד資本市場の効率性向上"



スチュワードシップ責任を果たすための重点課題

- ○インベストメントチェーンにおけるWin-Win環境の構築
- ○運用会社のスチュワードシップ推進活動の強化、 ガバナンス改善
- ○投資におけるESGインテグレーション

スチュワードシップ活動の基盤

- ○投資原則
- ○スチュワードシップ責任を果たすための方針
- ○スチュワードシップ活動原則
- ○議決権行使原則



管理及び運用に関し遵守すべき事項

② 投資原則・スチュワードシップ活動原則・議決権行使原則

■ 投資原則

- 平成27年3月に投資原則を公表
- 平成29年10月に投資原則を一部変更。
- 原則 4 について、以下 2 点を変更。

変更点1、株式投資を対象としていたスチュワードシップ責任に関する取組について全ての資産クラスに対象を拡大

変更点2.スチュワードシップ責任に関する具体的な取組として、ESGに関する記述を追加

- 【1】年金事業の運営の安定に資するよう、専ら被保険者の利益のため、長期的な観点から、年金財政上必要な利回りを最低限のリスクで確保することを 目標とする。
- 【2】資産、地域、時間等を分散して投資することを基本とし、短期的には市場価格の変動等はあるものの、長い投資期間を活かして、より安定的に、より効 率的に収益を獲得し、併せて、年金給付に必要な流動性を確保する。
- 【3】基本ポートフォリオを策定し、資産全体、各資産クラス、各運用受託機関等のそれぞれの段階でリスク管理を行うとともに、パッシブ運用とアクティブ運用を 併用し、資産クラスごとにベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保しつつ、収益を生み出す投資機会の発掘に努める。
- 【4】スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動(ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した取り組みを含む。)を通じて被保険者のために中長 期的な投資収益の拡大を図る。

■ スチュワードシップ活動原則

- 平成29年6月に、スチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則を制定。
- 運用受託機関に対して、議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に提示。スチュワードシップ・コードでも言及されている 大規模なアセットオーナーかつ超長期投資家として、ESGを適切に考慮し、自らのスチュワードシップ責任を果たす。

GPIFは、国内株式及び外国株式を運用する運用受託機関に対して、以下に掲げる事項の遵守を求めます。ただし、運用受託機関の個別事情に照らし て実施することが適切でないと考える事項があれば、その「実施しない理由」の説明を求めます。

なお、GPIFは、自らのスチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関の議決権行使を含むスチュワードシップ活動について、適切にモニタリングし、運 用受託機関と積極的に対話(エンゲージメント)を実施します。

- (1) 運用受託機関におけるコーポレート・ガバナンス体制
- (2) 運用受託機関における利益相反管理
- (3) エンゲージメントを含むスチュワードシップ活動方針
- (4) 投資におけるESGの考慮
- (5) 議決権行使



管理及び運用に関し遵守すべき事項

投資原則・スチュワードシップ活動原則・議決権行使原則

■ 議決権行使原則

【議決権行使に当たって】

- ○長期的な株主利益の最大化に資する議決権行使方針、ガイドライン等を定め、公表すること
- ○投資先企業とのコミュニケーションの重視
- ○ESGを考慮すること
- ○少数株主の権利を損なうおそれがある議案については十分検討を行い適切に議決権行使すること
- ○各国のコーポレートガバナンス・コードが企業に対して求めている事項を踏まえること
- ○議決権行使において議決権行使助言会社を利用する場合の留意事項

【株主総会終了後の対応】

- ○個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使結果を全て公表すること
- ○重要性又は必要に応じて、企業に議決権行使結果及び判断理由を説明又は公表すること
- ○議決権行使結果を定期的に振り返り、自己評価を行うこと
- ○自己評価の結果を踏まえ、必要に応じて、翌年度以降の議決権行使方針を見直すこと

■スチュワードシップ責任を果たすための方針変更

○ 平成29年5月29日に改訂された「日本版スチュワードシップ・コード」(改訂版コード)の趣旨に賛同し、 平成29年8月1日に「スチュワードシップ 責任を果たすための方針」を更新。





管理及び運用に関し遵守すべき事項

③ スチュワードシップ活動の推進

■ グローバルなイニシアティブへの参加

Signatory of:



2015年9月に署名

2006年に国連のアナン事務総長(当時)によ り、提唱された6つの原則。機関投資家に対し、 投資プロセスにESGを組み入れることを求める。 2017年1月には水野理事がPRI Association理事に就任し た他、Asset Owner Advisory Committee、SDGs Advisory Committee等にも参加。



TASK FORCE ON

2018年12月に賛同

G20財務大臣・中央銀行総裁会合からの要請を受 け、FSB(金融安定理事会)によって設立。TCFD は、2017年6月、投資家の適切な投資判断のため に、気候関連のリスクと機会がもたらす財務的影響 について情報開示を促す任意の提言を公表。



2016年11月に署名

英国30%Club、米国Thirty Percent Coalitionともに、取締役 会における多様性を求め、女性 比率30%を目的として設立。





2018年10月に参加

2017年9月に発足した投資家主導の5カ年イニシアティ ブ。グローバルな環境問題の解決に大きな影響力のある 企業と、気候変動にかかるガバナンスの改善、温室効果 ガス排出量削減に向けた取組、情報開示の強化などに ついて建設的な対話を行う。



管理及び運用能力の向上

自己評価 В

(主務大臣評価 H27:B H28:B H29:B H30(自己評価):B)

I中期目標の内容

- ① 高度で専門的な人材の受入に伴う環境整備、業績を定期的に評価するシステムの導入などを行うこと。
- ② 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化として、複線的なリスク管理を進めるとともに、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリ スク管理体制を構築するとともに、フォワード・ルッキングな観点からリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進める などリスク管理の高度化を図る。

Ⅱ目標と実績との比較

- ① ・ 高度で専門的な人材については、必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要な業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法 人の審査により専門的な人材を24名採用した。
 - ・ BCP環境、セキュリティ面及び情報システム整備等を考慮し、平成27年度に事務所を移転し環境整備を行った。
 - 育児・介護中の人材も柔軟に受け入れられるように平成28年度に早出遅出勤務制度を導入し、延べ11人が利用している。
 - ・ 高度で専門的な職員が法人への貢献を維持させるために目標管理型による実績の定期的な評価方法を導入し、研修を実施した。高度で専門的な職 員の契約更新にあたっては、目標管理型人事評価の結果を適切に用いた円滑な更新等を行っている。
- ② ・ 平成28年9月から新たなリスク管理システムを導入し、オルタナティブ投資を含めたトータルリスクの分析を実現させた。
 - ・ バリューアットリスク、過去の金融危機等をベースにしたストレステスト、株価や為替の変化に伴う損益シミュレーション、ファクター相関等の分析を行い、経営 委員会や運用リスク管理委員会に報告した。
 - ・ オルタナティブ投資について、投資一任(ファンド・オブ・ファンズ形式)でのインフラ及び不動産への投資が本格化したことに伴いミドル機能を充実し牽制体 制を多重化する等リスク管理体制を強化した。
 - ・ フォワード・ルッキングなリスク分析として、コンサルタントを採用し地政学リスクを把握し、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、 資産構成割合やリターンへの影響について分析を行った。

⇒「所期の目標は達成している。(B)」

Ⅲその他考慮すべき要素 特になし



評価項目 | 7

管理及び運用能力の向上

① 高度で専門的な人材の確保とその活用

・高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行ったか。

評価の視点

・高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行ったか。

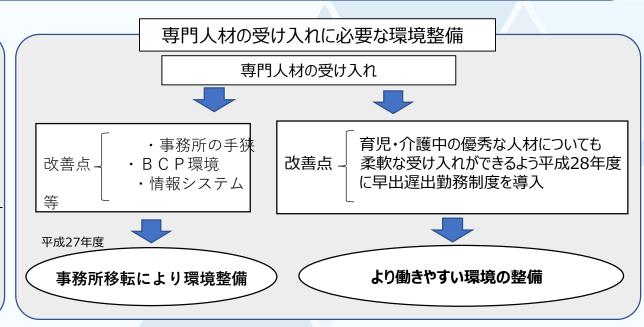
専門人材に必要な専門的能力

高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務を明確化

- 「投資原則」に「スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動(ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した取り組みを含む。)を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めており、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れや国連責任投資原則への署名等の取組みを進めてきたことに伴う専門的能力を有する人材
- 分散投資を進めるためにオルタナティブ投資などによる運用多様化やリスク管理の強化に伴う専門的能力を有する人材やこれらを進めていくに当たって必要となる法務の専門的知識を有する人材

専門人材の採用

- 専門人材の採用にあたっては、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により、平成27年度~30年度で専門人材を24名採用
- 運用のフロント業務だけでなくミドル・ バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、平成 27年度~30年度で正規職員を46名 採用





管理及び運用能力の向上

② 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化

○オルタナティブ資産の運用リスク管理フレームワークに従った、運用受託機関候補先へのリスクレビュー

グローバルインフラ

グローバルPE

グローバル不動産

リスクレビュー

運用リスク管理フレームワーク

国内インフラ

国内不動産

○平成28年度から新たなリスク管理ツールを導入(オルタナティブ資産を含むトータルリスク管理システムによる分析)

バリューアットリスクの計

様々な過去の金融 危機等をベースにし たストレステストの実

金利や株価の変化に伴う 損益シミュレーション、資産 構成割合への影響度分

基本ポートフォリオとの推 定トラッキングエラーを多 角的に計測

リスク管理システムの ファクター間の相関分



複線的なリスク管理を推進

○フォワード・ルッキングなリスク分析

【28年度】情報提供依頼を実施し、情報収集を行うとともに、 リスクシナリオに基づき、乖離許容幅の遵守や累積収益額の状 況について分析。

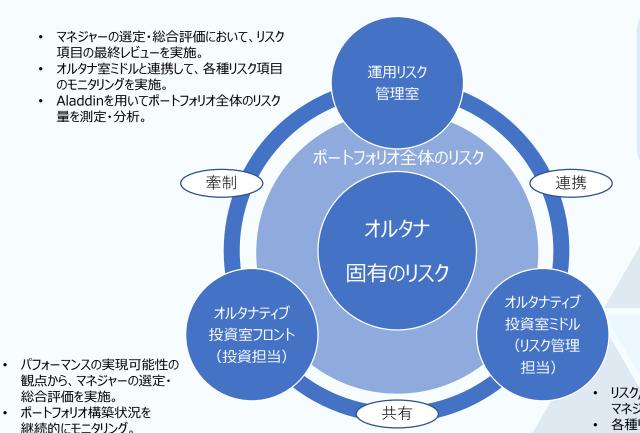
【29年度】リスク管理ツールの仮想シナリオによりストレステストを 実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析。 地政学リスクとして特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目 を集めた個別企業に対するシナリオ分析を実施。

【30年度】コンサルタントを採用し地政学リスクを把握し、リス ク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施 し、資産構成割合やリターンへの影響について分析。



管理及び運用能力の向上

- ② 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化
- ▶ オルタナティブ投資室ミドルチームの立ち上げに伴い、オルタナ室フロント・ミドル、運用リスク管理室での重層的なリスク管理体制を構築。
 - オルタナティブ投資室:オルタナティブ資産・投資手法固有のリスク管理を実施。
 - 運用リスク管理室:オルタナティブ投資室と協働してオルタナ固有のリスクを管理。Aladdinを用いて ポートフォリオ全体のリスク量を把握。



伝統的資産と共通するリスク管理項目

- カントリーリスク
- 政治経済リスク
- マーケットリスク
- 財務リスク
- オペレーショナルリスク
- レピュテーションリスク



オルタナティブ投資で特に必要とされるリスク管理項目例

- アセットクラス固有のマネジャーの専門能力
- 長期運用に適する組織の安定継続性
- 資産価値評価の妥当性 等
 - (注) 一般的にオルタナティブ投資は流動性が低い ため、上記のリスク管理が特に重要となる。
- リスク/リターンの観点から、 マネジャーの選定・総合評価を実施
- 各種リスク項目およびマネジャーの 組織体制の変化等の定性面の変化 を継続的にモニタリング。



調査研究業務の充実等

自己評価 B

(主務大臣評価 H27:B H28:B H29:B H30(自己評価):B)

I中期目標の内容

○ 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたJウハウを蓄積すること。

Ⅱ目標と実績との比較

- ○・専門人材の配置及び体制整備・強化を実施するとともに、専門人材を活用した調査研究にかかるPDCAサイクルの実施をスタートした。
 - ・「海外年金基金等におけるインハウス運用についての調査研究業務」、「各資産におけるファンド規模と超過収益獲得の関係についての調査研究業務」、「人工知能(AI)が与える影響についての調査研究業務」、「運用受託機関の役職員の報酬体系(インセンティブ構造)についての調査研究業務」「世代重複(OLG)モデルによるマクロ経済予測についての共同研究業務」などの研究を実施した。実施にあたっては、委託先や大学と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。
 - →各研究は、①マネジャー選定及び管理への活用、②年金積立金の長期運用への活用可能性や当法人の業務全般にかかる活用という形で、実際の管理 運用業務への活用が期待できる。

⇒「所期の目標は達成している。(B)」

Ⅲその他考慮すべき要素

○ 年金運用分野で功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として平成28年度にGPIF Finance Awardsを創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が賞の意義を高く評価して選定委員を引き受けている。我が国の資金運用に関する学術研究の向上に貢献することができた。



評価項目 | - 8

調査研究業務の充実等

調査研究の拡充

評価の視点

・大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた法人の職員が担うことを検討したか。

H 27	● 海外年金基金等におけるインハウス運用についての調査研究 インハウス運用の目的や位置づけ、運用体制、リスク管理体制等について調査、当法人のインハウス運用のあり方について
H 28	● 各資産におけるファンド規模と超過収益獲得の関係についての調査研究 株式、債券運用における地域、セクター、ファンドサイズ、 運用手法と超過収益の関係、1ファンド当たりの適切な規模等
	● 基本ポートフォリオの策定方法に関する調査研究 伝統的資産・オルタナティブ資産を一体的に扱うポートフォリオ策定手法について、実例を踏まえた調査
H 28 ∼ 30	● 世代重複(OLG)モデルによるマクロ経済予測についての共同研究 世代重複(Over Lapping Generation Model:OLG)モデルに従い、家計部門で勤労・引退世代を共存・世代交代させることで人口構造の動 学的な変化を取り込み、マクロ経済予測の枠組み・手法の研究
H 29	● 運用会社のビジネスモデルについての調査研究 運用会社の事業戦略、収益・費用構造及び経営者・従業員に対する金銭的インセンティブについて
	● 人工知能(AI)が運用に与える影響についての調査研究 年金積立金の長期運用への活用可能性、 GPIFの業務全般への活用可能性及び運用会社のビジネスモデルへの影響について
H 30	● 運用受託機関の役職員の報酬体系(インセンティブ構造)についての調査研究 運用受託機関の役職員の報酬体系が長期的なリターン向上に資する報酬体系になっているか等
	● ESGに関する情報開示についての調査研究 金融安定理事会(FSB)、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)等のESGに関する情報開示の現状、企業価 値向上に資するESG情報開示の在り方等
	● 人工知能(AI)によるファンド行動学習についての調査研究 取引データを用い、機械学習によってファンド行動を分析する等
	● 債券投資におけるESGについての共同研究 債券投資におけるESGについて、ベンチマーク、ガイドライン、格付手法、公表の枠組み等実務的課題について

①マネジャー選定及び管理に活用、②年金積立金の長期運用への活用可能性や当法人の業務全般にかかる活用を検討



調査研究業務の充実等

GPIF Finance Awards

創設の背景および目的

- ▶ 運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、実務的側面だけでなく理論的側面の 充実が求められている。
- > 学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠。
- ▶ 年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振

選考委員

- ◆ ロバート・マートン (MITスローン・ビジネススクール教授、ハーバード大学名誉教授、ノーベル経済学賞受賞)
- ◆ ジョシュ・ラーナー (ハーバード・ビジネススクール教授)
- ◆ デビッド・チェンバース (ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授) (※第2回から)
- (共立女子大学国際学部教授、東京大学金融教育研究センター センター長 ◆ 植田 和男 (元運用委員会委員長)
- ((株)日本総合研究所理事長(金融審議会委員)) ♦ 翁 百合
- ◆ 福田 慎一 (東京大学大学院経済学研究科教授(金融審議会委員))
- ◆ 米澤 康博 (早稲田大学大学院経営管理研究科教授(元運用委員会委員長))

後援

- ◆ 厚牛労働省
- ◆ 文部科学省
- ◆ 金融庁
- ◆ 国家公務員共済組合連合会

旨表彰 — 融庁 国家公務員共済

平成28年度

•GPIF Finance Awards創設し、21名 の候補者の中から、受賞者を沖本 竜義氏(オーストラリア国立大学 クロフォード公共政策大学院准教 授、一橋大学大学院国際企業戦略 研究科客員准教授)に決定し、第 1回GPIF Finance Awards受賞者表 彰式及び講演会を実施

平成29年度

●第2回GPIF Finance Awardsの 受當候補者推薦募集実施 (候補者23名)

●第2回の受賞者を野澤良雄 氏(シニアエコノミスト、 連邦準備制度理事会) に決 定し、表彰式及び講演会を 実施

平成30年度

第3回の受賞候補者推薦募 集実施(候補者26名)





効率的な業務運営体制の確立

自己評価 В

(主務大臣評価 H27:B H28:B H29:B H30(自己評価):B)

I中期目標の内容

- ① 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直す。
- ② 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。
- ③ 業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取組み、業務運営の効率化の向上を図る。

Ⅱ目標と実績との比較

- ① 法人に必要な人員配置及び組織編成を行うとともに、業務の実情に即して継続的に見直している。
 - 管理運用業務担当理事と総務・企画等担当理事の2名体制とした。
 - ・ 法人内で契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーを設置した。
 - ・ 機能の強化及び牽制を図るため委託運用部門における運用と管理を分離し運用管理に特化する運用管理室を設置、スチュワードシップ活動の取り組み を一層推進するため市場運用部内にスチュワードシップ推進課を新設した。また、オルタナティブ投資課を「オルタナティブ投資室」に、調査数理課を「調査数 理室とした。
- ② ・ 能力及び実績の評価結果を昇給等に反映される人事評価制度として、目標管理型人事評価を導入した。
 - ・ 職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組みについて評価項目に加え、働き方改革への対応の一環と して、時間外勤務の削減、年次有給休暇の取得増を新たに評価項目とする人事評価を実施した。
- ③ ・ ポートフォリオ全体の管理及び運用の基盤となるシステム環境の整備に向けた対応を行った。
 - ・ 大型ディスプレイ、タブレット端末等の導入により、ペーパーレス会議実施環境を整備するとともに、Web会議システムの構築により遠隔地とのオンライン会 議実施環境を整備した。
 - 主体認証、アクセス制御及び資料の暗号化等、セキュリティ対策機能を有する電子会議システムを導入し、業務のペーパーレス化を図った。
 - 紙文書と電子文書の統合管理に向けた取組みを推進した。

⇒「所期の目標は達成している。(B)」

Ⅲその他考慮すべき要素 特になし



効率的な業務運営体制の確立

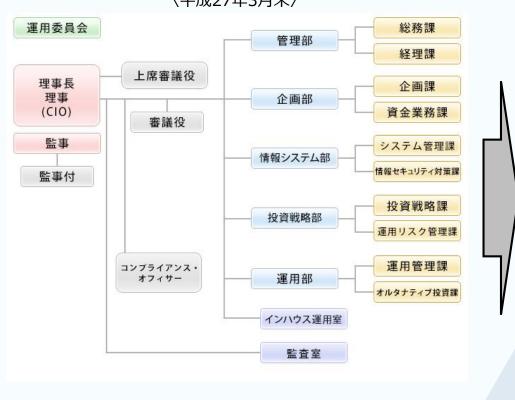
① 効率的な運営体制・組織編成

評価の視点

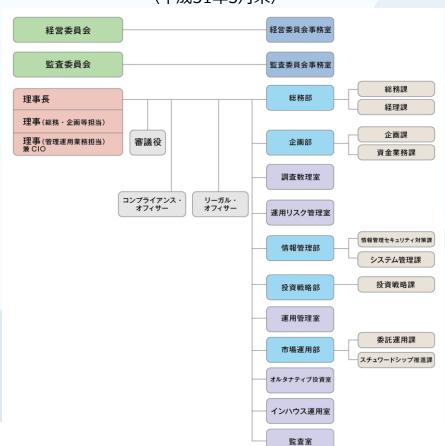
・中期目標期間中に、組織編制及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
主な組織変遷	・リーガル・オフィサーの設置	・市場運用部内にスチュ ワードシップ推進課を新設	・情報管理について、別部門において 行われていた文書管理業務と電子デー 夕管理業務を情報管理部に一元化 ・経営委員会事務室及び監査委員会 事務室を設置	・基本ポートフォリオの策定手法 に係る高度化や運用対象資産 の多様化等を踏まえ、調査数理 室を設置

〈平成27年3月末〉



〈平成31年3月末〉





業務運営の効率化に伴う経費節減

(単位:百万円)

自己評価 В

(主務大臣評価 H27:B H28:B H29:B H30(自己評価):B)

I中期目標の内容

- ① 一般管理費(退職手当及び事務所移転経費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費 及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、平成26年度を基準として、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行うこととされてい る。
 - 管理運用法人が策定した、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

Ⅱ目標と実績との比較

① 第3期中期目標期間の各年度の予算額は、前年度比1.34%以上の節減を行っている。

《一般管理費及び業務経費》

	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	27年度	28年度	29年度	30年度
一般管理費及び 業務経費	2,223	3,123	4,208	4,493	6,008
中期計画による 節減額	_	30	42	56	60

・前年度基準額に対し1.34%の効率化を行う予算を作成 (新規・ 拡充経費を除く)。

《人件費》

	27年度	28年度	29年度	30年度
対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)	101.9	101.2	109.3	119.2

・国を上回っているが、平成25年12月の閣議決定を踏まえ、民間資産運 用業界の報酬実態を勘案しつつ、任期制、年俸制を導入した高度で専門 的な人材確保を進めた結果による。

「調達等合理化計画」において定めた重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底について、取組みを実施した。

⇒「所期の目標は達成している。(B) 」

Ⅲその他考慮すべき要素 特になし



財務内容の改善に関する事項

自己評価 В

(主務大臣評価 H27:B H28:B H29:B H30(自己評価):B)

I 中期目標の内容

○ 「第2業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的 な運営を行うこと。

Ⅱ目標と実績との比較

○ 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、各年度において前年度と比較して、1.34%を節減した予算を作成しており、財務内容の 改善並びに予算、収支計画は適切であった。

⇒「所期の目標は達成している。(B)」

Ⅲその他考慮すべき要素 特になし



その他の業務運営に関する重要事項

自己評価 В

(主務大臣評価 H27:B H28:B H29:B H30(自己評価):B)

I中期目標の内容

- ① 業務方法書及び経営委員会が策定する「行動規範」等に基づく内部統制等の体制の一層の強化を図ること。
- ② 監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う。
- ③ 情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。
- ④ 外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築すること。

Ⅱ目標と実績との比較

- ①・業務フロー図等を整備し、整備された業務フロー図等に基づくリスクの対応方針等の整備状況及び運用状況の確認を行った結果、業務フロー図等の整備 状況等が有効かつ適正に行われたことを確認した。
 - ・ 内部統制委員会の設置、理事の職務分掌の明確化、経営委員会におけるコンプライアンスに関する規程改正等を実施し、内部統制等の一層の強化を 図った。
 - ・ 役職員のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、コンプライアンスに関するeラーニングやグループワークを実施した。
 - ・ 規程の点検プロジェクトを実施し、全ての規程・細則等を網羅的に見直すことで平成29年10月の法改正との整合性を確保し、責任体制の明確化を図る とともに、内部統制の一層の強化に向けた体制整備に適切に取り組んだ。
- ② ・ 経営委員会は監査委員会の職務の執行のために必要な体制の整備に関する事項の議決を行い、執行部は当該議決に基づき体制を整備した。
 - ・ 監査委員会は整備された体制の下、重要な会議への出席や面談等により業務監査を実施するとともに、経営委員会より委任された理事長及び理事の管 理運用業務の実施状況の監視を実施するなど、監査委員会の機能強化等を行い、実効性を向上させた。
 - ・ 監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより経営委員会との情報の共有の迅速化を図 り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させた。
- ③・情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策として情報セキュリティに関するeラーニング及び標的型メール訓練を実施した。
 - 技術的対策として、法人ネットワークにおけるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を実施した。
 - ・ 外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施し、情報セキュリティ対策が全体的に高いレベルで管理され、安全性は確保されてい るとの客観的評価を得た。
- ④・運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程を制定・施行し、外部の運用受託機関等の情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを早 期に構築した。

⇒「所期の目標は達成している。(B)」

Ⅲその他考慮すべき要素

特になし



その他業務運営に関する重要事項

① 内部統制の一層の強化に向けた体制整備

内部統制等の概念図

